平成２３年（フ）第１３８３号
大阪府東大阪市中鴻池町３－５－３、住民票上の住所大阪府大東市泉町１丁目３番53号
破産者　中　　雅彦
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６９１号
大阪市福島区玉川１丁目５番２―904号
破産者　奥村　幸生
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２１３４号
大阪市港区磯路１丁目１番７号　灘浜ビル602号、前住所大阪市港区南市岡１丁目８番12号
破産者　村上　一雄
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５６５号
大阪市阿倍野区阪南町４丁目16番４号、住民票上の住所大阪市住吉区万代３丁目２番２号
破産者　上村　大史
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４５７号
神戸市長田区三番町４丁目11番地の１市住31―702号
破産者　増田佐智子（旧姓髙橋）
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６号
兵庫県伊丹市荒牧南２丁目12番17号
破産者　照屋　好宣
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１１６号
神奈川県横浜市神奈川区子安通２丁目216番地２チェスターハウス新子安801号、申立時の住所兵庫県川辺郡猪名川町白金１丁目118番地５
破産者　津田　英明
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第４７５号
兵庫県西宮市上ケ原四番町３番13―201号
破産者　冨岡　恙子
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第９２３号
兵庫県姫路市網干区新在家1365番地２メゾンパルレ304号室
破産者　藤本　正夫
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第３２号
兵庫県姫路市阿保乙69番地メゾン・ドゥ・M305
破産者　佐々江力知
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２７２号
兵庫県姫路市西庄乙48番地１　ガーデン西庄の里107号、開始決定時の住所兵庫県姫路市岡田104番地１　第一手柄マンション408号
破産者　大道　雅軌
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第５１号
岩手県花巻市石鳥谷町好地第５地割258番地２　グランデールＢ号室、開始決定時の住所岩手県花巻市大迫町内川目第48地割59番地５
破産者　伊藤　隆造
1　決定年月日　平成23年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第５０号
山形県最上郡最上町大字志茂336番地の１
破産者　齊藤工務店こと　齊藤　好雄
1　決定年月日　平成23年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２３年（フ）第１８５号
相模原市緑区大島11番地13　オーロラシティ橋本502
破産者　中尾　　昭
1　決定年月日　平成23年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第３１６号
神奈川県座間市東原２丁目12番19―102号　Ｈ．Ｉヴィレッジ
破産者　廣田　一夫
1　決定年月日　平成23年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第６５９号
新潟市西蒲区赤鏥479番地
破産者　長嶋　三郎
1　決定年月日　平成23年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１８号
兵庫県丹波市春日町黒井2273番地７、開始決定時の住所兵庫県丹波市春日町黒井759番地３
破産者　小西　敏弘
1　決定年月日　平成23年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係